

政法第4023号  
答申第430号  
平成28年3月31日

千葉県教育委員会教育長  
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年7月26日付け〇〇第242号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第526号及び第527号

平成25年6月27日付けで異議申立人から提起された、平成25年5月2日付け〇〇第107号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定（受付23番に係るもの。）並びに〇〇第108号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

諮問第526号  
第527号

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成25年5月2日付け〇〇第107号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定（受付23番に係るもの。）（以下「本件決定1」という。）並びに〇〇第108号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定（以下本件決定1と併せて「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件決定は次のとおり違法である。

（1）開示請求に係る行政文書は、教育長が学校長に対し「千葉県立学校私費会計取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）において、その作成及び5年間保存することを規定している。当該行政文書を規定に違反して作成を怠り、また廃棄することは違法である。

（2）〇〇〇教員（以下「〇〇教諭」という。）がこれまで〇〇〇〇高等学校（以下「〇〇〇〇高校」という。）女子テニス部（以下「テニス部」という。）部員から集金したお金について合理的説明、つまり保護者に対して取扱要綱に基づく説明は全くされていない。

領収書のないガソリン代、謝礼、飲食代金など、〇〇教諭の記憶による経費精算を会計報告として保護者に受入強要する対応は問題である、改善すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は実施機関に対し、平成25年4月1日付けで下記（1）及び（2）の行政文書開示請求を行った。

（1）「取扱要綱第4条第4項の規定に基づき、会計担当者が整理保管を行っ

ている、①諸帳簿、②証拠書類、この2件を開示請求する。上記開示請求の範囲は、平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の期間のテニス部とする。」（以下「本件請求1」という。）

- (2)「取扱要綱第4条第4項の規定に基づき、会計担当者が整理保管を行っている、①諸帳簿、②証拠書類、この2件を開示請求する。上記開示請求の範囲は、平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の期間のテニス部とする。」（以下「本件請求2」といい、本件請求1と併せて「本件請求」という。）

## 2 本件決定について

### (1) 本件請求1について

ア 本件請求1のうち「②証拠書類」について、実施機関は以下（ア）を特定し、行政文書開示決定を行った。また、以下（イ）ないし（キ）を特定し（以下「本件対象文書1」という。）、行政文書部分開示決定を行った。

(ア) 女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書、学校補助金書類）（平成23年度関東大会県予選 平成23年4月28日から29日まで実施）

(イ) 女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書、学校補助金書類）（平成23年度関東大会 平成23年6月10日から11日まで実施）

(ウ) 女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度合宿 平成23年7月22日から26日まで実施）

(エ) 女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書、学校補助金書類）（平成23年度全国高校総体 平成23年8月12日から15日まで実施）

(オ) 女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度合宿 平成23年8月16日から17日まで実施）

(カ) 女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度冬季強化遠征 平成24年1月20日から22日まで実施）

(キ) 女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度冬季強化遠征 平成24年2月10日から12日まで実施）

イ 本件請求1のうち「①諸帳簿」について、実施機関は請求に係る行政文書を保有していないとして、行政文書不開示決定を行った。

### (2) 本件請求2について

ア 本件請求2のうち「②証拠書類」について、実施機関は以下（ア）ないし（ウ）を特定し（以下本件対象文書1と併せて「本件対象文書」

という。)、行政文書部分開示決定を行った。

(ア) 女子テニス部会計証拠書類(保護者宛て文書、学校補助金書類、領収書)(平成24年度関東大会県予選 平成24年4月28日から30日まで実施、平成24年度関東大会 平成24年6月8日から10日まで実施)

(イ) 女子テニス部会計証拠書類(合宿起案文書、保護者宛て文書、合宿会計報告起案文書、領収書)(平成24年度合宿 平成24年7月23日から27日まで実施)

(ウ) 女子テニス部会計証拠書類(合宿起案文書、保護者宛て文書、会計報告起案文書、千葉県高等学校体育連盟派遣費補助金書類、学校補助金書類、領収書)(平成24年度全国高校総体 平成24年8月12日から15日まで実施)

イ 本件請求2のうち「①諸帳簿」について、実施機関は請求に係る行政文書を保有していないとして、行政文書不開示決定を行った。

### 3 本件対象文書について

本件対象文書は、平成23年及び平成24年度に取扱要綱に基づいて作成されたテニス部に係る会計証拠書類等である。

### 4 本件決定の理由について

#### (1) 部分開示とした決定の理由について

本件決定を行った理由については、検索をして存在の確認できた書類のうち千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号及び第3号に該当する部分について開示をしない決定を行ったものである。

ア 本件対象文書に含まれる氏名、個人の印鑑の印影及び出席番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号に該当し、開示をしないものである。

イ 本件対象文書に含まれる法人の代表者の印影は、当該法人が契約書等の重要書類に使用する特別な管理をしているものであり、開示すると、偽造等が可能となり、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号に該当し、開示をしないものである。

#### (2) 不開示とした決定の理由について

ア 異議申立人が指摘するとおり、取扱要綱においては、請求書等の支出証拠書類等を作成し、5年間保存することを規定しているところ、本件請求を受けてテニス部会計において該当する文書を検索したが存

在せず、取扱要綱の規定に違反して作成を怠っていたことが認められた。そのため、当該文書を保有していないことから本件決定を行ったものである。

イ 県立学校の私費会計事務を所掌する実施機関においては、当該学校における私費会計に関する取扱いを再確認し、当該学校に対し今後の事務処理について、取扱要綱に則って行うよう改めるとともに、過去の書類についても可能な限り再整備を行うよう指導したところであり、当該学校においても指導に従い改善を進めていく所存である。

ウ 県立学校における私費会計事務の取扱いに係る内部事務規範である取扱要綱違反は認めるところであり上記イのとおり改善を進めるが、物理的に書類を保有していないので、本件決定を取り消しても開示することはできない。

エ その他の主張について、本件決定に対してなんら影響を与えるものではない。

#### 第4 理由説明書に対する異議申立人の意見書について

異議申立人から提出された意見書の内容は、おおむね以下のとおりである。

##### 1 本件請求の趣旨について

テニス部の顧問〇〇教諭の要求に従って、私は数十万円の現金を〇〇教諭へ支払った。

この〇〇教諭に現金を支払った保護者としては、その使途が目的に沿って適正に支出されたかを確認するために本件請求を行った。

##### 2 校長の義務

取扱要綱の中では、部活動の徴収金に関して、「校長は、責任者としてすべての私費会計に係る事務処理を統括し、所属職員を指揮監督する。」と取扱要綱第3条に規定され、第4条第3項及び第4項では金銭などの諸帳簿の作成と保管を規定したうえで、第7項には文書主義、第8条では5年間の保存義務を規定している。

したがって、テニス部の一部の保護者から数十万円に達するテニス部活動費を徴収した事実が記載された、取扱要綱に基づく、支払者名である保護者などの個人情報に記載した記録、行政文書を開示する義務が校長にはある。

##### 3 実施機関作成の理由説明書において、取扱要綱の規定に違反して作成を怠ったと認められるため文書を保有していない旨の記載があり単純な行政手続の怠慢を理由としている。

しかし、取扱要綱においては金銭などの諸帳簿の作成・保管等を規定して

いるので、上記の説明は取扱要綱に違反している。

校長は誰から集金したものかも記録確認せずにそれぞれの会計処理を決裁したとの説明が事実であれば、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に違反する。

4 実施機関作成の理由説明書の内容を確認のうえ、〇〇〇〇高校の会計報告内容を確認したが、主に以下の理由から現金の個人別個別管理を実施しない限り、会計報告や個人別の現金返金といった会計処理は不可能である。

(1) 保護者からの集金から、会計報告書の提示までの期間が1年を超えているものがある。会計処理に長期間を費やしているにもかかわらず、支出者である保護者等の個人情報に記載した行政文書を作成せず、校長が記憶だけに頼って適正な決裁を行うことは不可能である。

(2) 私費会計として集めたお金の剰余金については、返金・流用・繰越しといった複雑な経理処理を駆使して処理している。しかし、誰から、いつ、何の目的で、いくら集めたのか、を個人的に管理することなく、適切に剰余金を算出し、適切に個人を特定して現金を返金することはできない。

行政文書に基づかず個人に現金を返金しているのであれば、校長は何をどのように決裁しているのか、合理的な説明を求める。

5 「関東大会県予選・関東本大会の会計報告について」(平成24年7月25日付け)の文書を渡され、〇〇〇〇高校会議室において当該会計報告の支出項目に関して領収書は保管していないとの説明を受けて、現金の返金を受けた。

しかし返金後、計算の誤りが発覚し、会計報告は〇〇〇〇高校によって差し替えられた。

「関東大会県予選・関東本大会の会計報告について」(平成24年10月26日付け)の文書を渡され、〇〇〇〇高校会議室において当該会計報告の支出項目に関して領収書は保管していないとの説明を受けた。

現金の返金は、誤った会計報告(平成24年7月25日付け)に基づいて行われており、〇〇〇〇高校では、誤った会計報告を作成し、誤った会計報告を校長が決裁して、誤った会計報告に基づいて保護者に現金を返金している。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は第3の1及び2のとおりである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、テニス部会計における平成23年及び平成24年度の証拠書類である。本件対象文書の内容の構成と不開示部分は別紙1のとおりであり、条例第8条第2号及び第3号該当として不開示としている。

以下、不開示部分及びその余の文書の存在について検討する。

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 同号本文該当性について

本件対象文書のうち、氏名、個人の印鑑の印影及び出席番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 同号ただし書該当性について

ア 異議申立人は、支払者である保護者などの個人情報を記載した記録を開示すべき旨主張しているが、本件対象文書の不開示部分は、テニス部校外行事参加者氏名及び出席番号並びに領収書に記載のある担当者氏名及び個人の印鑑の印影である。

イ テニス部校外行事参加者氏名及び出席番号は、学校に在籍する生徒、教諭及び一部の保護者にとっては既知の情報であるとしても、一定の範囲に限られるものであり、公知の情報とはいえない。また、担当者氏名及び個人の印鑑の印影は、公にされることが予定されていない情報であるのは明らかである。よって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ、ハ及びニにも該当しないことは明らかである。

ウ したがって、氏名、個人の印影及び出席番号は、条例第8条第2号に該当すると認められる。

エ なお、行政文書開示制度においては、本人の情報であることをもって個人情報が開示されることはないものである。

4 条例第8条第3号イ該当性について

本件対象文書のうち、法人の代表者の印影については、当審査会で確認したところ、認証的機能を有し法人の契約書類等の重要書類にも使用するものと認められる。

よって、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法人の代表者の印影は条例第8条第3号イに該当すると認められる。

5 その余の文書の有無について

本件請求に係る諸帳簿及び証拠書類は、実施機関の作成する県立学校私費会計取扱マニュアル第1章の3（10）において、「諸帳簿及び証拠書類等は、原則として、5年間保存するものとする」と規定されており、文書での保管が前提とされているため、実施機関に作成義務のある文書であると認められる。

本件請求について、実施機関の説明によると、テニス部会計担当者が整理保管を行う平成23年度分及び24年度分の諸帳簿については、作成を怠ったため、当該文書は存在せず、本件決定を行ったとのことである。

本件請求に係る文書のうち諸帳簿を作成しなかったことについては、実施機関の事務処理には問題があるが、これを覆すに足る事情も見出せず、また、改めて探索を求めたが、その存在を認めることができなかった。したがって、本件請求に係るその余の文書を保有していないという実施機関の決定は、結果として是認せざるを得ない。

#### 6 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 7 結論

以上のとおり、本件対象文書を特定し、氏名、個人の印鑑の印影及び出席番号を条例第8条第2号該当とし、法人の代表者の印影を同条第3号該当として不開示とした実施機関の決定は妥当である。また、本件請求のうち、本件対象文書を除く行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行った実施機関の決定は妥当である。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。



## 別紙 1

	行政文書の件名	行政文書の内容	不開示情報
○ ○ 第 1 0 7 号	女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書、学校補助金書類） （平成23年度関東大会 平成23年6月10日から11日まで実施）	保護者宛て通知文、会計報告書、領収書、支出決議書	個人の印鑑の印影（2号） 法人の代表者の印影（3号）
	女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度合宿 平成23年7月22日から26日まで実施）	保護者宛て通知文、会計報告書、領収書	氏名、個人の印鑑の印影（2号）
	女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書、学校補助金書類）（平成23年度全国高校総体 平成23年8月12日から15日まで実施）	保護者宛て通知文、会計報告書、領収書、取引明細表、支出決議書、千葉県高等学校体育連盟補助金書類	氏名、個人の印鑑の印影（2号） 法人の代表者の印影（3号）
	女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度合宿 平成23年8月16日から17日まで実施）	保護者宛て通知文、会計報告書、領収書	個人の印鑑の印影（2号）
	女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度冬季強化遠征 平成24年1月20日から22日まで実施）	保護者宛て通知文、会計報告書、領収書、高速道路料金検索結果	氏名、個人の印鑑の印影（2号）
	女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、領収書）（平成23年度冬季強化遠征 平成24年2月10日から12日まで実施）	保護者宛て通知文、会計報告書、領収書、高速道路料金検索結果	氏名（2号）
○ ○ 第 1 0 8 号	女子テニス部会計証拠書類（保護者宛て文書、学校補助金書類、領収書）（平成24年度関東大会県予選 平成24年4月28日から30日まで実施、平成24年度関東大会 平成24年6月8日から10日まで実施）	保護者宛て通知文、会計報告書、支出決議書、領収書	氏名、個人の印鑑の印影（2号） 法人の代表者の印影（3号）
	女子テニス部会計証拠書類（合宿起案文書、保護者宛て文書、合宿会計報告起案文書、領収書）（平成24年度合宿 平成24年7月23日から27日まで実施）	合宿実施の起案一式、保護者宛て通知文、会計報告の起案一式、会計報告書、領収書	氏名、個人の印鑑の印影、出席番号（2号）
	女子テニス部会計証拠書類（合宿起案文書、保護者宛て文書、会計報告起案文書、千葉県高等学校体育連盟派遣費補助金書類、学校補助金書類、領収書）（平成24年度全国高校総体 平成24年8月12日から15日まで実施）	合宿実施の起案一式、保護者宛て通知文、会計報告の起案一式、会計報告書、支出決議書、千葉県高等学校体育連盟補助金書類、領収書	氏名、個人の印鑑の印影、出席番号（2号）

別紙2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月26日	諮問書の受理
平成25年9月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成25年10月21日	異議申立人の意見書の受理
平成27年9月30日	審議
平成27年10月29日	審議
平成27年11月25日	審議
平成28年1月27日	審議
平成28年2月24日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登 茂 子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)